

白子町地域防災計画 資料編

《目 次》

1 総則関係	
1-1 白子町防災防災会議条例	1
1-2 白子町防災会議委員名簿	2
2 防災体制	
2-1 白子町災害対策本部条例	3
2-2 災害協定一覧	4
2-3 白子町自主防災組織育成補助金交付要綱	7
3 情報通信	
3-1 防災関係機関連絡先一覧	10
3-2 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	12
3-3 白子町防災行政無線局管理運用規程	18
3-4 白子町防災行政無線局運用細則	22
3-5 白子町防災行政無線屋外拡声子局管理細則	25
3-6 白子町防災行政無線戸別受信機管理規程	26
4 避難	
4-1 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例	28
4-2 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例施行規則	30
4-3 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例	31
4-4 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧	32
5 物資・輸送	
5-1 備蓄倉庫・備蓄品一覧	34
5-2 緊急輸送道路分布図	35
5-2 臨時離発着場適地一覧	35
6 被災者支援	
6-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	36
6-2 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	40
6-3 白子町被災者生活再建支援事業実施要綱	44
7 風水害	
7-1 気象警報・注意報発表基準一覧	47
7-2 重要水防区域	48
7-3 浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧	49
8 用語集	50
【あ行】	50
【か行】	50
【さ行】	51
【た行】	53
【な行】	54
【は行】	54
【ま行】	55
【や行】	55
【ら行】	55

1. 総則関係

1-1 白子町防災会議条例

昭和38年3月25日 条例第7号

最終改正 平成24年9月25日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、白子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員及び委員の定数は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者 1人
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 4人
 - (3) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者 7人
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部北消防署長及び同組合消防団第7支団長
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の職員のうちから町長が任命する者 3人
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるうちから町長が任命する者 3人以内
- 6 前項第7号及び8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に關し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

1. 総則関係

1-2 白子町防災会議委員名簿

番号	区分	備考
1	会長	町長
2	1号委員（指定地方行政機関職員）	関東農政局千葉県拠点地方参事官（支局長）
3		千葉県長生地域振興事務所長
4		千葉県長生土木事務所長
5		千葉県長生農業事務所長
6		千葉県長生健康福祉センター長兼長生保健所長
7	3号委員（千葉県警察官）	千葉県警察茂原警察署長
8		総務課長
9		建設課長
10		産業課長
11		住民課長
12		健康福祉課長
13		ガス事業所長
14	5号委員（教育長）	白子町教育委員会教育長
15		長生郡市広域市町村圏組合消防本部北消防署長
16		長生郡市広域市町村圏組合消防団第7支団長
17		NTT東日本千葉事業部千葉支店長
18	7号委員 (指定公共機関職員)	東京電力パワーグリッド木更津支店茂原事務所長
19	(公共的団体職員)	白子町商工会長
20		自治連合会長
21		合同会社ニコニコヘルス保健師
22	8号委員（学識経験者）	くるみケアプランセンター主任会議支援専門員

2. 防災体制

2-1 白子町災害対策本部条例

(昭和38年3月25日 条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、白子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 防災体制

2-2 災害協定一覧

(令和7年12月現在)

ID	市町村名	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援関係					
1	県内 全市町村	災害時における千葉県内市町村間 の相互応援に関する基本協定	県内56市町村及び 千葉県	H8. 2. 23	食料、資機材、施設提供・被災者 救出・職員派遣・傷病者受入 等
11	白子町	災害時等の相互応援に関する協定 書	長野県小谷村	H24. 7. 3	必要な資機材・生活物資の提供、 職員の派遣、施設の提供、児童生 徒の受け入れ等
情報・通信・調査関係					
10	白子町	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地 方整備局	H24. 6. 1	公共土木施設等被害状況の情報 提供
18	白子町	災害時における家屋被害認定調査 等に関する協定書	千葉県土地家屋調 査士会	H29. 2. 15	災害時家屋調査、り災証明相談補 助、建物滅失登記申請手続相談 等
25	白子町	災害時に係る情報発信等に関する 協定	ヤフー(株)	R2. 5. 1	災害時の緊急情報を配信
30	白子町	災害時公衆電話の設置・利用に關 する覚書	東日本電信電話株 式会社	R2. 12. 1	災害時用の公衆電話の設置及び 利用・管理等
46	白子町	災害時におけるレンタル機材の提 供に関する協定書	(株)トレミール	R7. 2. 28	災害が発生した場合の通信機器 等の供給
避難関係					
4	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	サンライズ・ポイ ント白子管理組合	H23. 6. 1	緊急的一時避難所 (津波)
5	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	パノラマ・ビュー 白子管理組合法人	H23. 7. 8	緊急的一時避難所 (津波)
6	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	白子スポーツ振興 ホテル組合	H23. 7. 27	緊急的一時避難所 (津波) ・町内 ホテル等23社
7	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	ダイアパレス白子 第1	H23. 8. 26	緊急的一時避難所 (津波)
8	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	フローパレス白 子管理組合法人	H23. 12. 1	緊急的一時避難所 (津波)
9	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	ダイアパレス白子 第2管理事務所	H24. 4. 27	緊急的一時避難所 (津波)
38	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	白子国際研修セン ター	R5. 5. 19	緊急的一時避難所 (津波)
43	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	(株)浜紫	R6. 7. 2	緊急的一時避難所 (津波)
45	白子町	津波避難者の施設利用に関する協 定書	Taisei Holdings(株)	R6. 9. 17	緊急的一時避難所 (津波) ※旧 白洋
15	白子町	津波時における一時避難施設とし ての使用に関する協定書	(福)優愛会	H27. 9. 1	緊急的一時避難所 (津波)
12	白子町	八斗東地区減災用避難経路に關す る覚書	八斗東自治会・十 字架のイエス・ベ ネディクト修道会	H24. 10. 1	災害時通行の確保 (敷地内避難路 確保)
23	白子町	安全・安心・快適避難協定	白子町温泉ホテル 協同組合	H31. 4. 25	自主避難所 (1泊2日) の提供
16	白子町	広告付避難場所等電柱看板に關す る協定	東電タウンプラン ニング(株)千葉總 支社	H27. 9. 8	看板の掲出による避難場所等の 案内表示

2. 防災体制

ID	市町村名	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
医療・保健・福祉関係					
2	白子町	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	(福) 優愛会	H18. 8. 21	社会福祉施設の利用(特別養護老人ホームはまひるがお)
13	白子町	白子町災害ボランティアセンターに関する協定書	(福) 白子町社会福祉協議会	H24. 12. 12	災害ボランティアセンターの設置及び運営
33	白子町	白子町災害ボランティアセンターに関する覚書	"	R4. 1. 26	ボランティア活動の調整の事務に関しての委託契約
19	白子町	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市内市町村・公立長生病院	H29. 4. 1	大規模災害時広域医療救護所の設置
24	白子町	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市内市町村・医療法人SHI ODA塩田病院	R2. 4. 1	大規模災害時広域医療救護所の設置
32	白子町	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市内市町村・(医)正朋会宍倉病院	R3. 4. 1	大規模災害時広域医療救護所の設置
28	白子町	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	(一社)ペストロールコントロール協会	R2. 7. 8	災害時、感染症発生時の防疫業務
42	白子町	白子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定	茂原警察署	R5. 12. 14	避難行動要支援者名簿情報の提供、支援の実施
食料・物資関係					
3	白子町	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	(社) 千葉県エルピーガス協会	H20. 8. 1	プロパンガスの供給
17	白子町	災害時の物資提供及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27. 12. 1	食料品、衣料品、日用品の供給
20	白子町	災害時における救援物資(段ボール製簡易ベッド等)の供給等に関する協定	(株)アベクラ	H29. 7. 18	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り 等
22	白子町	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H30. 2. 26	作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係 等
34	白子町	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川郵便(株)東関東支店	R4. 2. 22	災害において、物資の受入・補完・管理の請負、避難所への救援物資の搬送等
建設・ライフライン関係					
27	白子町	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)木更津支社	R2. 7. 7	障害物除去等の相互協力、職員の派遣、電源車の配備
35	白子町	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	三協フロンティア(株)	R4. 2. 22	災害が発生した場合の建物供給
39	白子町	災害時における応急業務に関する協定	白子町建設業災害対策協会	R5. 6. 2	公共施設等の災害応急業務
40	白子町	災害時における応急業務に関する協定	千葉土建一般労働組合	R5. 6. 2	公共施設等の災害応急業務
その他					
14	白子町	災害発生時における白子町と白子町内郵便局の協力に関する協定	白子郵便局・関郵便局	H27. 8. 10	車両提供、広報活動、情報提供等

2. 防災体制

ID	市町村名	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
21	白子町	白子町と郵便局との包括連携協定書	茂原郵便局、白子郵便局	H29. 12. 8	災害時協力、高齢者見守り、地域安全、こども 110 番、道路損傷、不法投棄 等
26	白子町	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	(有)オートウィル	R2. 5. 22	避難者等の輸送、バス車内での充電、トイレ利用
29	白子町	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合茂原支部	R2. 9. 4	災害応急活動のための燃料等供給
31	白子町	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	R3. 2. 1	被災者支援制度の申請書類の作成、相談窓口の運営等の支援
36	白子町	災害時支援協定	(特非)ロボットビジネス支援機構	R5. 3. 16	災害時において、ロボットによる情報収集、物資の搬送等の活動支援
37	白子町	災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書	(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション	R5. 4. 3	災害が発生した場合の什器・備品等の供給
41	白子町	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	R2. 12. 18	災害時における地図製品の提供等
44	白子町	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ	R6. 8. 1	災害時における移動式宿泊施設の提供

ID は協定等の締結年月日の順を示す。

2. 防災体制

2-3 白子町自主防災組織育成補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織の設置促進及び活動育成を図るため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、白子町補助金等交付規則(昭和47年白子町規則第1号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、災害から地域社会を守るために、地域の防災活動を行うことを目的とし、町民が自主的に行政区等を単位として結成される組織をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、自主防災組織が行う次の各号に掲げるものとする。

(1) 防災資機材等(別表第1)の購入経費

(2) 防災訓練等の活動経費

(補助金の額)

第4条 町長は、前条に定める事業を行った自主防災組織に対し、別表第2の区分により、補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、白子町自主防災組織育成補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる区分による書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 防災資機材購入補助金

- ア 自主防災組織規約
- イ 組織加入世帯名簿
- ウ 資機材等購入見積書
- エ 資機材の管理運営計画書
- オ 保管場所等の図面
- カ その他町長が必要と認める書類

(2) 防災訓練等活動補助金

- ア 自主防災組織規約
- イ 組織加入世帯名簿
- ウ 防災訓練実施計画書
- エ その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付する場合における補助金の額を決定し、白子町自主防災組織育成補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

(変更の申請)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、白子町自主防災組織育成補助金変更申請書(別記様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更する場合における補助金の額を決定し、白子町自主防災組織育成補助金変更承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

2. 防災体制

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに白子町自主防災組織育成補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる区分による書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 防災資機材購入補助金

- ア 契約書、納品書、領収書の写し
- イ 資機材購入品の写真
- ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 防災訓練等活動補助金

- ア 訓練に要した費用の領収書
- イ 訓練参加者名簿（参加世帯数がわかるもの）
- ウ その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白子町自主防災組織育成補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により、補助金交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 補助金交付団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、白子町自主防災組織育成補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかつたとき。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けて購入した資機材等は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第15条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金交付団体に対して報告を求め、又は担当職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日告示第42号抄）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に白子町要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

別表第1（第3条関係）

種目
消火器、担架、スコップ、ジャッキ、リヤカー、救急薬品、発電機、投光器、その他防災活動に必要な資機材等

2. 防災体制

別表第2（第4条関係）

補助対象区分	補助金額	交付
防災資機材等の購入経費	防災資機材の購入に要する費用の額又は、 200,000円に世帯割額(1,500円×加入世帯数) を加えた額のいずれか低い方の額とする。ただし補助金額が50万円を超える場合は、50万円を限度額とする。	1組織につき1回限り
防災訓練等の活動経費	200円×加入世帯数	活動実施年度につき1回限り

別記 様式第1号～第7号 <略>

3. 情報通信

3-1 防災関係機関連絡先一覧

1 事務組合

名称	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県市町村総合事務組合	260-0013	千葉市中央区中央 4-17-8	043-227-6186
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	297-0026	茂原市茂原 598	0475-24-0119
長生郡市広域市町村圏組合 水道部	297-0029	茂原市高師 395-2	0475-23-9481
長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課	297-0035	茂原市下永吉 2101	0475-23-4944
一宮聖苑組合 一宮聖苑	299-4301	一宮町一宮 7459-4	0475-42-5445

2 県・警察

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県庁 (危機管理課)	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475-22-1711
長生保健所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-22-5167
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-25-1141
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-24-4521
北部林業事務所	289-1321	山武市富田卜 1177-7	0475-82-3121
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475-22-0110

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-0854	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	260-8607	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局 千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312
関東農政局 千葉県拠点	263-0021	千葉市稻毛区轟町 5-1-4	043-251-8302
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	263-0034	千葉市稻毛区 1-7-20	043-242-4656
関東経済産業局	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業部保安監督部	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
東京航空局 成田空港事務所	286-0104	成田市古込 133	0476-32-0912
第三管区海上保安本部 銚子海上保安部	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479-22-1359
東京管区気象台 銚子地方気象台	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
関東地方環境事務所	330-9720	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0516
北関東防衛局	330-9721	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1811
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
千葉労働局 茂原公共職業安定所	297-0078	茂原市高師台 1-5-1	0475-25-8609
関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1333
国土地理院 関東地方測量部	102-0074	千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2054

4 指定公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東日本電信電話(株)千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
(株)NTTドコモ 千葉支店	260-8540	千葉市中央区新町 1000	043-301-0500
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	100-0004	千代田区大手町 2-3-5	0570-03-9909
日本赤十字社 千葉県支部	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597
成田国際空港(株)	282-8601	成田市古込字古込 1-1	0476-34-4652

3. 情報通信

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	260-8635	千葉市中央区富士見 2-9-5	050-3181-2975
KDDI(株) 千倉技術保守センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2980-15	0470-44-4000
日本郵便(株) 白子郵便局	299-4299	白子町古所 5392-2	0475-33-2155
日本郵便(株) 関郵便局	299-4218	白子町関 4525-5	0475-33-2156
日本郵便(株) 茂原郵便局	297-8799	茂原市茂原 248	0570-943-192
ソフトバンク(株)	105-7317	港区東新橋 1-9-1	03-6889-6601
関東福山通運(株) 茂原支店	299-4334	長生村藪塚 1027-7	0475-32-1155
佐川急便(株) 茂原営業所	297-0074	茂原市小林 2328-3	0570-01-0791
ヤマト運輸(株) 茂原センター	297-0012	茂原市六ツ野 3710	0570-200-000
西農運輸(株) 木更津支店	299-0212	袖ヶ浦市三箇 972-1	0438-75-5581

5 指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 千葉県LPガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
(公社) 千葉県医師会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(一社) 千葉県歯科医師会	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社) 千葉県薬剤師会	260-0025	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
(公社) 千葉県看護協会	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	043-245-1744
千葉テレビ放送(株)	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
(株) ニッポン放送	100-0006	千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
(株) ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社) 千葉県トラック協会 長曳支部	299-5225	勝浦市墨名 601-65	0470-73-5033
(一社) 千葉県バス協会	261-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-246-8151
千葉県道路公社	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043-222-8161

6 公共的団体

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 茂原市長生郡医師会	297-0024	茂原市八千代 1-5-4	0475-24-3285
(一社) 茂原市長生郡歯科医師会	297-0074	茂原市小林 3707-15	0475-26-5211
(一社) 外房薬剤師会	297-0029	茂原市高師 189-7	0475-47-2581
(公社) 千葉県柔道整復師会	260-0843	千葉市中央区末広 3-21-6	043-265-0356
(福) 白子町社会福祉協議会	299-4218	白子町関 92	0475-33-5746
長生農業協同組合	297-0029	茂原市高師 1153	0475-24-5111
白子町商工会	299-4212	白子町古所 3302-94	0475-33-2517
千葉県森林組合 長生事務所	297-0026	茂原市茂原 1041-1	0475-24-3546
九十九里漁業協同組合 長生事務所	299-4203	白子町剃金 2719-8	0475-33-2012
(一社) 千葉県建設業協会 長生支部	297-0078	茂原市高師台 1-1-2	0475-25-0333
長生都市管工事協同組合	297-0035	茂原市下永吉 2026-1	0475-24-9900
(一社) 千葉県タクシー協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-307-7002
(一社) 千葉県電業協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-7381
千葉県石油商業協同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-5225

3. 情報通信

3-2 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準

(目的)

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局(以下、「事務局」という。)に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

(用語の定義)

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

(事業の定義及び基準)

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事業を定義する。定義を行う基準は別表1「事業登録基準」のとおりとする。

第二節 報告

(報告の種類と時期)

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」のとおりとする。

(報告方法)

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

(情報の正確性)

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節 情報共有

(対象範囲)

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに府内各部局とする。

(情報の取扱)

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

(システムによる情報共有)

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

(報道発表等による情報共有)

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁Webサイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

(個人情報保護に関する特例)

第十二条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

<中略>

第四章 市町村等

第一節 体制

(情報の報告窓口)

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

3. 情報通信

第二節 報告

(報告様式)

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。

(認定のない情報の報告)

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

<中略>

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

別表1 用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none">・ 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none">・ 【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。・ 【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。・ 【定期報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定期報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内）。・ 【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。
物資資源管理情報	災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。 <ul style="list-style-type: none">・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 <ul style="list-style-type: none">・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

別表2 各部局における報告一覧表 <略>

3. 情報通信

別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報4号様式)

（別表）被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二

3. 情報通信

区分	被害項目	認定基準	備考
			つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。

3. 情報通信

区分	被害項目	認定基準	備考
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。

3. 情報通信

区分	被害項目	認定基準	備考
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生		火災発生件数については、地震又火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	府内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

3. 情報通信

3-3 白子町防災行政無線局管理運用規程

(昭和 58 年 2 月 25 日 訓令第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、白子町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図り、住民福祉の増進に資することを目的として設置する白子町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 同報親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報等を送信する固定局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局の通信相手方となる屋外拡声子局及び戸別受信機をいう。
 - ア 屋外拡声子局 同報親局の通報等を受信して、拡声装置により情報を伝達するため、行政区域内に設置された受信設備をいう。
 - イ 戸別受信機 同報親局を通信の相手方とする公共施設等及び各家庭に配置する受信設備をいう。
- (4) 固定局 一定の固定地点の間の無線通信業務を行う無線局をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局との通信を行うため役場庁舎内に開設する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けかつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(通信の方式)

第 3 条 防災行政無線の通信の方式は、次のとおりとする。

- (1) 同報通信方式 同報親局から同報子局に無線電話で通報を行う通信方式をいう。
- (2) 移動通信方式 基地局、車載、可搬、携帯型の陸上移動局それぞれの間で交信を無線電話で行う通信方式をいう。

(無線局の構成等)

第 4 条 防災行政無線による通信を行うため「固定局」と「基地局・陸上移動局」を開設し設置する。

2 固定局の名称等は、別表 1 のとおりとする。

3 基地局・陸上移動局の名称等は、別表 2 のとおりとする。

(無線局の職員)

第 5 条 無線局に総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、管理者、無線従事者、通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第 6 条 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

(管理責任者)

第 7 条 管理責任者は、総括管理者の命をうけその無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、管理者、無線従事者、通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第 8 条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局にかかる業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名しこれにあてる。

(管理者)

第 9 条 同報親局及び基地局の通信操作を行う部署に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した施設の管理、監督業務を所掌する。

3 管理者は、当該部署の課長等をもってあてる。

(無線従事者の配置養成等)

3. 情報通信

第 10 条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、関東総合通信局長に無線従事者選（解）任届（別記様式）を届出しなければならない。

（無線従事者の任務）

第 11 条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（通信取扱者）

第 12 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線の運用にたずさわる一般職員及び委託業者とする。

（備付け書類等の管理）

第 13 条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく次に掲げる業務書類を管理保存する。

（1）免許状

（2）事項書及び工事設計書

2 陸上移動局には、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 38 条第 3 項の証票を送信装置のある場所に備え付ける。

3 管理責任者は、無線従事者選（解）任届の写しを整理、保存しておくものとする。

（無線局の運用）

第 14 条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第 15 条 管理責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期点検を業務委託により行う。

2 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第 16 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第 17 条 総括管理者は、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（部外設置の屋外拡声子局の管理）

第 18 条 部外に設置する屋外拡声子局の管理については、別に定める細則によるものとする。

（委任）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。

＜中略＞

附 則（令和 2 年 10 月 20 日訓令第 6 号）

この規程は、公示の日から施行する。

3. 情報通信

別表1 (第6条関係)

固定局の名称及び設置場所

呼出名称	電波の形式及び周波数	空中線電力	設置場所
ぼうさいしらこ	16K0F2D 16K0F3D 69. 135MHz	0.5W	白子町関 5074-2 白子町役場
ぼうさいしらこ	15K0D7W 59. 3MHz	1W	白子町関 5074-2 白子町役場

屋外拡声子局の名称及び設置場所

子局番号	名称	設置場所	備考
0	役場	白子町関 5074-2	
1	幸治東1	白子町幸治 3203-27	
2	中里東1	白子町中里 4563-5	
3	南川岸1	白子町古所 3443-3	
4	北川岸1	白子町古所 3290-3	
5	剃金東1	白子町剃金 2730-141	
6	牛込東1	白子町牛込 4017-48	
7	浜宿東1	白子町浜宿 2657-75	
8	浜宿東2	白子町浜宿 2585-1	
9	剃金東2	白子町剃金 2716-14	
10	古所北口	白子町古所 4871	
11	上ノ台	白子町浜宿 200-4	
12	牛込下村	白子町牛込 2714-1	
13	北日当1	白子町北日当 27	
14	福島	白子町福島 184	
15	関北1	白子町関 3889-1	
16	関西1	白子町関 6861	
17	御殿山	白子町北高根 4115	
18	八斗中	白子町五井 2665-1	
19	城之谷	白子町関 7277-1	
20	北入地	白子町牛込 199	
21	瀬入	白子町牛込 576-1	
22	五井川向	白子町五井 1211-46	
23	五井西	白子町五井 2488	
24	古所西	白子町古所 5386	
25	中里西	白子町五井 78-1	
26	驚西	白子町中里 4722	
27	幸治西1	白子町幸治 3620	
28	中里中2	白子町中里 5119-2	
29	八斗東	白子町八斗 2089	
30	浜宿下村	白子町浜宿 469-2	
31	浜宿東3	白子町浜宿 509-1	
32	牛込東2	白子町牛込 3893-22	
33	剃金東3	白子町剃金 892-2	
34	北川岸2	白子町古所 5074	
35	南川岸2	白子町古所 343	
36	中里東2	白子町中里 4443	
37	幸治東2	白子町幸治 3017-7	

3. 情報通信

子局番号	名称	設置場所	備考
38	幸治西 2	白子町幸治 3649-2	
39	八斗西	白子町八斗 2282	
40	剃金西 1	白子町剃金 391-2	
41	剃金西 2	白子町剃金 547-5	
42	牛込新田	白子町牛込 48	
43	北日当 2	白子町北日当 481	
44	南日当 2	白子町南日当 992-2	
45	南日当 1	白子町南日当 912	
46	関中島	白子町関 812	
47	関南	白子町関 6783	
48	向原	白子町関 6481-2	
49	中島	白子町北高根 3461	
50	大村	白子町北高根 3612-2	
51	福田	白子町北高根 3747-2	
52	中里中 1	白子町中里 5294-31	
53	浜宿新田	白子町浜宿 52-6	
54	関北 2	白子町関 6074-3	
55	関西 2	白子町関 7012-5	

別表2（第6条関係）

基地局・陸上移動局の名称及び設置場所

種類	呼出名称	電波の形式及び周波数	空中線電力	設置場所	備考
基地局	ぼうさいしらこ	F3E 466.3000MHz	0.5W	白子町役場	
陸上移動局	しらこ 1	F3E 466.3000MHz	1 W	建設課	車載
	しらこ 2	〃	〃	〃	〃
	しらこ 3	〃	〃	〃	〃
陸上移動局	しらこ 101	F3E 466.3000MHz	1 W	総務課	携帯
	しらこ 102	〃	〃	〃	〃
	しらこ 103	〃	〃	〃	〃
	しらこ 104	〃	〃	〃	〃
	しらこ 105	〃	〃	〃	〃
	しらこ 201	F3E 466.3000MHz	〃	ガス事業所	車載
	しらこ 202	〃	〃	〃	〃
	しらこ 203	〃	〃	〃	〃

様式（省略）

3. 情報通信

3-4 白子町防災行政無線局運用細則

(昭和 58 年 2 月 25 日 訓令第 2 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、白子町防災行政無線局管理運用規程（昭和 58 年白子町訓令第 1 号）に基づき、固定局・基地局・陸上移動局の運用を円滑に行うために定めるものである。

第 2 章 固定局

(放送事項)

第 2 条 固定局の通信（以下「放送」という。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地震、台風等非常災害に関すること。
- (2) 人命、その他特に緊急重要なこと。
- (3) 町行政及び公共的団体等の情報の提供、普及及び周知連絡に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めた事項

(放送の種類)

第 3 条 放送の種類は、定時放送、緊急放送、臨時放送及びミュージックチャイムとする。

(放送時間)

第 4 条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送は、7 時 00 分、12 時 00 分、18 時 00 分の 3 回行う。
- (2) 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき行う。
- (3) 臨時放送は、前号以外のもので急務を要すると管理責任者が認めたとき行う。
- (4) ミュージックチャイムによる時刻の放送は、毎日次の時刻に行う。
7 時 00 分 11 時 00 分 16 時 00 分（11 月～2 月） 17 時 00 分（3 月～10 月）

- (5) 放送は、緊急放送を除き 3 分以内に行うよう努めなければならない。

(放送の申込)

第 5 条 放送する場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各課等の長は、所掌の事務で放送によって町民に周知する必要がある場合は、防災行政無線通信依頼書（別記様式）を放送希望日の前日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。
- (3) 管理責任者は、提出された防災行政無線通信依頼書の内容を検討し、放送の可否を決定するものとする。放送を否決したときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の方法)

第 7 条 放送の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 一斉放送 町内全域に放送するもの
- (2) 地区別放送 グループごとに分割して放送するもの
- (3) 個別放送 各屋外拡声子局に放送するもの

第 3 章 基地局・陸上移動局

(通信の種類)

第 8 条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第 9 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の連絡
- (2) 行政業務に関する連絡
- (3) その他町長が必要と認めた連絡

(通信の原則)

第 10 条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信しなければならない。

3. 情報通信

- (2) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (3) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- (4) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (5) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- (6) 通信中に緊急通信のあることを知ったときは、直ちに通信を中止しなければならない。

(通信時間)

第11条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第12条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。
(目的外使用の禁止)

第13条 無線局は、目的又は通信の相手方、若しくは通信事項の範囲を越えて運用してはならない。
(混信等の防止)

第14条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の方法)

第15条 呼出しは、次によるものとする。

- (1) 通信の相手方である無線局1局を呼出す場合は、次の事項を順次送信して行う。

- ア 相手局の呼出名称 3回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 3回以下

- (2) 呼出しに対して、応答がないため呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

- (3) 通信の相手方である無線局を一括して呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

- ア 各局 3回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 3回以下
- エ どうぞ 1回

- (4) 二以上の特定の無線局を呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

- ア 相手局の呼出名称 2回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 3回以下
- エ どうぞ 1回

2 応答は、次によるものとする。

- (1) 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

- (2) 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信する。

- ア 相手局の呼出名称 3回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回

- (3) 応答に際して、直ちに通信を受信しようとする場合は、応答事項の次に「どうぞ」を送信する。

- (4) 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで、応答してはならない。

- (5) 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出し名称が不確実である場合は、応答事項のうち、相手局の呼出し名称に「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

- (6) 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、基地局、次に呼出し名称の番号順によるものとする。ただし、特に急を要する内容の通報であり、相手局の受信が確実な場合には、相手局の通報を待たずに通報の送信ができる。

3 通報は、次によるものとする。

- (1) 通報の送信は、次の事項を順次送信する。ただし、ア、イ及びウについてはこれを省略すること

3. 情報通信

ができる。

- ア 相手局の呼出名称 1回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回
- エ 通報
- オ どうぞ 1回

(2) 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に續いて、次の事項を順次送信する。

- ア こちらは、そちらに送信するものはありません。
- イ どうぞ

(3) 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信する。ただし、ア、イ及びウについてはこれを省略することができる。

- ア 相手局の呼出名称 1回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回
- エ 了解 1回

附 則

この細則は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 9 月 28 日訓令第 2 号)

この細則は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 12 月 25 日訓令第 2 号)

この細則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 11 日訓令第 3 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 21 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 10 月 27 日訓令第 19 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別記様式 <略>

3. 情報通信

3-5 白子町防災行政無線屋外拡声子局管理細則

(昭和 58 年 3 月 28 日 訓令第 3 号)

(目的)

第 1 条 この細則は、白子町防災行政無線局管理運用規程（昭和 58 年白子町訓令第 1 号）第 18 条に基づき、屋外拡声子局の管理運用を円滑に行うため定めるものとする。

(施設)

第 2 条 この細則は、屋外拡声子局について規定するものとする。

(運用の方法)

第 3 条 前条の施設は、白子町防災行政無線局運用細則（昭和 58 年白子町訓令第 2 号）第 2 条に定める放送を行うほか、自治会及び自治会内の公的組織が行う行事についても、屋外拡声子局に設置された拡声放送施設による放送（以下「拡声放送」という。）を行うことができる。

2 拡声放送は、通信取扱責任者又は、自治会長が行う。

3 前項の拡声放送は、みだりにこれを行うことにより防災行政無線本来の用途に支障を及ぼすことのないよう運用するものとする。

(放送内容の記録)

第 4 条 前条第 1 項に定める拡声放送を行った場合、その放送内容を防災行政無線屋外拡声子局放送記録（第 1 号様式）に記録し保管しておかなければならない。

(管理保全)

第 5 条 屋外拡声子局の管理保全、施設の整備、点検については、白子町が行うものとする。

附 則

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 6 月 27 日訓令第 2 号）

この細則は、昭和 62 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 1 日訓令第 1 号）

この細則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 11 日訓令第 4 号）

この規程は、平成 8 年 3 月 11 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 26 日訓令第 2 号）

この細則は、平成 9 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 <略>

3. 情報通信

3-6 白子町防災行政無線戸別受信機管理規程

(平成26年3月3日 告示第7号)

(趣旨)

第1条 この告示は、白子町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 町長は、次に掲げる者に戸別受信機を貸与するものとする。

- (1) 本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者で構成された世帯の世帯主
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人
- (3) 防災上必要と認めた施設の長及び団体の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(貸与等の申請)

第3条 前条各号の規定により、戸別受信機の貸与等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に対し防災行政無線戸別受信機貸与申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(貸与等の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、貸与の可否を決定し防災行政無線戸別受信機貸与決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 戸別受信機の貸与を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 別表に掲げる負担金。なお、この負担金は返還しないものとする。
- (2) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池の購入並びに交換の費用
- (3) 家屋の新築、改築、移転等による戸別受信機の移動に要する費用
- (4) 前各号に掲げる費用のほか、利用者の都合により生ずる費用
- (5) 故意又は過失による戸別受信機並びに付属機器の亡失、破損及び故障等の場合の機器の購入、交換及び修繕に要する費用

(保管義務)

第6条 利用者は、戸別受信機の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 善良な管理の下に使用すること。
- (3) 第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 戸別受信機の改造等原型を変える行為をしないこと。

(変更等の届出)

第7条 利用者は、戸別受信機の設置等の状況に変更が生じた場合は、速やかに防災行政無線戸別受信機変更等届（別記様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(返納の届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災行政無線戸別受信機返納届（別記様式第4号）を提出するとともに、速やかに戸別受信機を返納しなければならない。

- (1) 滅失等により戸別受信機が不要になったとき。
- (2) 市外に転出するとき。
- (3) 第2条第3号に該当する者で、施設の閉鎖、団体の解散等があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が返還を求めたとき。

(管理台帳の作成)

第9条 町長は、戸別受信機の貸与等の状況を明確にするため、防災行政無線戸別受信機管理台帳（別記様式第5号）を作成するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

3. 情報通信

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日訓令第 3 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に白子町規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

別表（第 5 条第 1 号）

区分	負担金の額
第 2 条第 1 号に規定する申請者	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護世帯 無料
	65 歳以上ののみの世帯 無料
	その他の世帯 15,000 円
第 2 条第 2 号に規定する申請者	15,000 円
第 2 条第 3 号に規定する申請者	無料
第 2 条第 4 号に規定する申請者	町長がその都度定める。

別記 様式第 1 号～第 5 号 <略>

4. 避難関係

4-1 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例

(平成28年3月11日条例第11号)

(目的)

第1条 この条例は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿及び個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項に規定する機関、団体及び個人で、次に定める機関をいう。
 - ア 長生郡市広域市町村圏組合消防本部
 - イ 茂原警察署
 - ウ 白子町民生委員児童委員
 - エ 白子町社会福祉協議会
 - オ 白子町地域包括支援センター
 - カ 自治会長
 - キ 自主防災組織

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度の等級が1級又は2級に該当する者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者で障害の程度が「A」「④」の者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級に該当する者
- (5) 70歳以上の単身世帯の者及び70歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の者で希望する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(避難行動要支援者名簿等の作成)

第4条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿等を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿等には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由

4. 避難関係

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、避難行動要支援者名簿等の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿等情報の提供)

第5条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿等に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿等情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿等情報の提供をすることができない。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他に対し、名簿等情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿等情報の取扱いに関する協定)

第6条 町長は、前条第1項の規定により名簿等情報の提供をしようとするときは、当該名簿等情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿等情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 町長は、前項の措置の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、避難支援等関係者から、提供した名簿等情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿等情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿等情報の漏えいの防止のための措置)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿等情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿等情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿等情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿等情報を自ら利用し、又は当該名簿等情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿等情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿等情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿等情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日条例第5号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

4. 避難関係

4-2 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例施行規則

(令和3年1月20日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例（平成28年白子町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者)

第2条 条例第3条第6号の規定による認定を受けようとする者は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿掲載申請書（別記様式第1号）により申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを審査し、その結果について本人又は代理人に通知するものとする。

3 町長は、第2項により認定された避難行動要支援者等が転出、死亡又はその他認定の必要がなくなったと認める場合は、同項の認定を取り消すものとする。

(避難行動要支援者名簿等情報の提供を拒否する方法)

第3条 条例第5条第2項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿等情報提供拒否届出書（別記様式第2号）を提出する方法とする。

2 条例第5条第2項の規定により、避難支援等関係者への名簿等情報の提供の拒否の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿等情報提供拒否撤回届出書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(協定に定める事項)

第4条 条例第6条第1項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 名簿等情報管理責任者に関する事項

(2) 提供しようとする名簿等情報の対象者の住所又は居所に係る町名及び地番の範囲

(3) 提供しようとする名簿等情報の保管に関する事項

(4) 提供しようとする名簿等情報の利用の制限に関する事項

(5) 守秘義務に関する事項

(6) 協定に違反した場合の措置に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報の管理に関し必要な事項として、町長が別に定めるもの

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第8号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記 様式第1号～第2号 <略>

4. 避難関係

4-3 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例

(平成30年3月9日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白子町緊急避難施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地震等により発生する津波から住民等の生命及び身体の安全を守るための施設として、白子町緊急避難施設（以下「緊急避難施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 緊急避難施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南白亀地区緊急避難施設	白子町牛込804番地
白潟地区緊急避難施設	白子町古所5252番地

(管理)

第4条 緊急避難施設の管理は、白子町長（以下「管理者」という。）が管理する。ただし、施設の設置目的を妨げない範囲における日常的な使用及び清掃管理等については、地区の住民組織に行わせることができる。

(施設の使用)

第5条 緊急避難施設は、次の用途に使用する。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 津波発生時における地域住民その他避難を必要とする者の避難施設

(2) 平常時における地域住民の防災訓練その他防災関係の各種行事に使用する施設

2 前項ただし書又は同項第2号の用途に使用する場合は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第6条 前条第2項の場合において、管理者は、緊急避難施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急避難施設の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、緊急避難施設の管理上支障があると認められるとき。

2 管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は緊急避難施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は過失により緊急避難施設の建物、備品その他の物件を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を管理者の認定に基づき賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合は、賠償の責任を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、施設の設置及び管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第17号）

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

4. 避難関係

4-4 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

1 指定緊急避難場所

施設・場所名	所在地	洪水	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	海拔(m)	高さ(m)
白子中学校（校庭）	中里 860		○	○		○		3.2	
白子中学校（校舎屋上）	〃	○	○		○		○		10.7
関小学校（校庭）	関 3889-1		○	○			○	3.9	
関小学校（校舎屋上）	〃	○	○		○		○		7.5
南白亀小学校（校庭）	牛込 12		○	○		○		2.1	
南白亀小学校（校舎屋上）	〃	○	○		○		○		7.5 (普通教室棟) 11.6 (特別教室棟)
白潟小学校（校庭）	八斗 470	○	○	○		○	○	3.6	
白潟小学校（校舎屋上）	〃	○	○		○		○		7.5
白子町役場（駐車場）	関 5074-2		○	○		○		1.3	
なばき防災の丘（南白亀地区緊急避難施設）	牛込 804	○	○	○	○	○	○	1.6	10.0
しらかた防災の丘（白潟地区緊急避難施設）	古所 5252	○	○	○	○	○	○	1.7	10.2

2 指定避難所

施設名	所在地	想定収容人数
白子中学校（体育館）	中里 860	500 人
関小学校（体育館）	関 3889-1	200 人
南白亀小学校（体育館）	牛込 12	200 人
白潟小学校（体育館）	八斗 470	300 人
関ふれあいセンター（会議室）	関 6724-1	50 人
南白亀ふれあいセンター（会議室）	牛込 553-18	50 人
白潟ふれあいセンター（会議室）	中里 4825	50 人

4. 避難関係

3 津波緊急避難ビル

番号	施設名	所在地	階数
1	ホテル白洋	幸治 2866	6 階
2	サニーインむかい	中里 4369	8 階
3	アネックス・サンシャイン	中里 4370	3 階
4	郷土浜料理の宿 かねご海都丸	中里 4464-1	5 階
5	ホテルカアナパリ	中里 4519	8 階
6	サンシャイン白子（本館）	中里 4507-2	6 階
7	サンシャイン白子（新館）	中里 4407-2	5 階
8	サンライズオーツカ	中里 4408-18	9 階
9	白子ニューシーサイドホテル	中里 4482	6 階
10	白子ホワイトパレス	中里 4481	3 階
11	ニュー山中荘	中里 4370-1	5 階
12	ホテルニューカネイ	中里 4442	6 階
13	城之内荘	中里 4442-3	6 階
14	潮の香の湯宿 浜紫	中里 4370-14	5 階
15	ホテル東海荘	中里 4437-1	5 階
16	和海の宿 ささ游	中里 4429-1	4 階
17	旅館竹の家	中里 4414	3 階
18	ホテルニューオーツカ	鶴 1014	6 階
19	ホテル東天光	鶴 963	7 階
20	青松庭白砂	古所 3291	6 階
21	サンライズ・ポイント白子	古所 3290-4	13 階
22	パノラマ・ビューア白子	古所 3250-647	10 階
23	松濤苑	古所 3289-28	4 階
24	ダイアパレス白子第1	剃金 2730-27	10 階
25	ダイアパレス白子第2	剃金 2729-6	12 階
26	フラワーパレス白子	剃金 2730-6	14 階
27	特別養護老人ホームはまひるがお	古所 5421-1	2 階
28	白子国際研修センター	中里 4428-1	5 階

5. 物資・輸送

5-1 備蓄倉庫・備蓄品一覧

1 備蓄場所一覧

番号	施設名	コンテナ式	校舎等
1	白子中学校	○	○
2	関小学校	○	○
3	南白亀小学校	○	○
4	白潟小学校		○
5	関ふれあいセンター	○	
6	南白亀ふれあいセンター	○	
7	白潟ふれあいセンター	○	
8	白子町役場	○	
9	南白亀地区緊急避難施設		○
10	白潟地区緊急避難施設	○	

2 備蓄品一覧

番号	品目	数量	単位
1	主食類(米・パン等)	6,780	食
2	アルファ化米	950	個
3	栄養補助食品	1,560	個
4	乳幼児粉ミルク・乳幼児液体ミルク	1	缶・本
5	水(500ml)	6,216	本
6	水(2リットル)	78	本
7	ストーブ(石油)	6	台
8	扇風機	30	台
9	スポットクーラー	3	台
10	携帯トイレ	13,150	回分
11	簡易トイレ	48	台
12	毛布	1,340	枚
13	ダンボールベッド	25	セット
14	パーティション	160	枚
15	生理用品	1,480	枚
16	トイレットペーパー	264	巻
17	大人用紙おむつ	128	枚
18	子供用紙おむつ	248	枚
19	簡易ベッド	280	台

5. 物資・輸送

5-2 緊急輸送道路分布図

ルート番号	道路種別	路線名	備考
△14	2次路線	主要地方道 飯岡一宮線	
△15	2次路線	主要地方道 茂原白子線	



5-3 臨時離発着場適地一覧

離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署から	避難所との競合
	地名・番地	座標		巾×長さ (m)	区分		
南白亀小学校 (グラウンド)	牛込 12	N : 35, 27, 50. 16 E : 140, 23, 15. 63	町教育委員会	60×40	小	1, 690m	緊急避難場所 ・避難所
関小学校 (グラウンド)	関 3889-1	N : 35, 27, 00. 90 E : 140, 21, 53. 15	町教育委員会	50×35	小	1, 166m	緊急避難場所 ・避難所
白子中学校 (グラウンド)	中里 860	N : 35, 26, 40. 63 E : 140, 22, 24. 17	町教育委員会	90×80	中	875m	緊急避難場所 ・避難所
白潟小学校 (グラウンド)	八斗 470	N : 35, 26, 23. 59 E : 140, 22, 51. 54	町教育委員会	70×40	小	1, 285m	緊急避難場所 ・避難所
白子自然公園 (多目的広場)	古所 3290-11	N : 35, 26, 53. 41 E : 140, 24, 12. 06	町	120×70	中	2, 307m	—

6. 被災者支援

6-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和7年10月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

6. 被災者支援

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		全焼	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		流失							
		半壊	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		半焼	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
		床上浸水							
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産をする状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内						

6. 被災者支援

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,700円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,900円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

6. 被災者支援

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うに要した経費も含む。
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6. 被災者支援

6-2 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号)第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であつた者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第1条の災害

(2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によつて生計を維持していた者

(2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

(3) 前2号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあつては、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第一項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第一順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合には、その一人に対して支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第六条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であつた者に限る。以下同じ。)が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかりた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(支給の制限)

6. 被災者支援

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不適当と認めた場合
(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

- 2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。
- 3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くものとする。
(審査会)

第10条 組合に審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適當と認める者の中から組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置く。
- 6 会長は、組合長が指名する委員をもつて充てる。
- 7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 9 審査会は、必要があると認める場合には、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるこ^とその他必要な調査をすることができる。
- 10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第二条第一項の規定による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあつては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあつては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷

(2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

6. 被災者支援

- イ 世帯主の負傷の場合 150万円
 - ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。)があつた場合 250万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 家財の損害があつた場合 150万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170万円
 - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円
 - ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円
- (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利息)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第16条の規定によるものとする。

(一時償還)

第15条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第12条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第16条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第17条 組合長は、災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第12条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第18条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

6. 被災者支援

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

<中略>

附 則 (令和3年5月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年5月20日から適用する。

別表 (第6条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

6. 被災者支援

6-3 白子町被災者生活再建支援事業実施要綱

平成30年3月27日
告示第38号

(目的)

第1条 この告示は、自然災害により住宅が全壊する等の被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に、この告示に基づき白子町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧及び復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

(2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住宅の全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊し、焼失し、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める割合が50%以上に達した程度のものをいう。

イ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める割合が20%以上50%未満のものをいう。

(3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊又は半壊等解体）に応じて支給する支援金をいう。

(4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修又は賃借）に応じて、支給する支援金をいう。

(支給対象となる災害)

第3条 支援金の支給の対象となる災害は、崖崩れ、地滑り、土石流、同一の河川水系の氾濫又は洪水、竜巻、津波。高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

(支給の対象となる被災世帯)

第4条 支援金の支給の対象となる被災世帯及び一世帯当たりの支援の金額は、別表第1に掲げる世帯で支援対象の災害が発生した際に、本町内に居住していたものとする。

(支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに別表第2に掲げる書類を添えて、白子町被災者生活再建支援金支給申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、支援金の支給を決定し、白子町被災者生活再建支援金支給通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請を却下することを決定したときは、白子町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、白子町被災

6. 被災者支援

者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知する。

（支援金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、白子町被災者生活再建支援金返還請求書（別記様式第5号）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月21日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支給の対象となる被災世帯	<p>支援金の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。ただし、一つの世帯が重複して、次の1から4までに掲げる支援対象になることはできないものとする。</p> <p>また、法第3条の規定による被災者生活再建支援金の支給を受けた被災世帯についても支援対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）2 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）3 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯）4 この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）															
一世帯当たりの支援の金額	<p>一世帯当たりの支援の金額は、下表に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1"><thead><tr><th>被災世帯</th><th>住宅被害支援金</th><th>住宅再建支援金</th></tr></thead><tbody><tr><td>全壊世帯</td><td>100</td><td>建設・購入 200 補修 100 賃借 50</td></tr><tr><td>大規模半壊世帯</td><td>50</td><td>建設・購入 200 補修 100 賃借 50</td></tr><tr><td>半壊等解体世帯</td><td>100</td><td>建設・購入 200 補修 100 賃借 50</td></tr><tr><td>中規模半壊世帯</td><td></td><td>建設・購入 100 補修 50 賃借 25</td></tr></tbody></table> <p>自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯については、上記金額の4分の3の金額とする。</p>	被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金	全壊世帯	100	建設・購入 200 補修 100 賃借 50	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200 補修 100 賃借 50	半壊等解体世帯	100	建設・購入 200 補修 100 賃借 50	中規模半壊世帯		建設・購入 100 補修 50 賃借 25
被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金														
全壊世帯	100	建設・購入 200 補修 100 賃借 50														
大規模半壊世帯	50	建設・購入 200 補修 100 賃借 50														
半壊等解体世帯	100	建設・購入 200 補修 100 賃借 50														
中規模半壊世帯		建設・購入 100 補修 50 賃借 25														

6. 被災者支援

別表第2（第5条関係）

申請期間	第3条に定める災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあっては13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあっては37月を経過する日までとする。ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、延長の決定がされた際には、支援金の申請期間を延長することができる。
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 住民票（被災世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できるもの）2 町の発行する災証明書3 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号及び世帯主本人の名義の記載があるもの）4 住宅再建支援金の申請を行う場合にあっては、住宅を建設し、購入し、補修し、又は賃借することが確認できる契約書等の写し5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書6 その他町長が必要と認める書類

別記 様式第1号～第5号 <略>

7. 風水害

7-1 気象警報・注意報発表基準一覧

令和7年5月29日現在
発表官署 銚子地方気象台

白子町	府県予報区	千葉県				
	一次細分区域	北東部				
	市町村等をまとめた地域	山武・長生				
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	16 —			
	洪水	流域雨量指數基準 複合基準 ^{*1}	南白亀川流域=24.8、内谷川流域=12.2 —			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	暴風	平均風速	陸上 海上	20m/s 25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上 海上	20m/s 雪を伴う 25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm			
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.5m			
注意報	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	10 120			
	洪水	流域雨量指數基準 複合基準 ^{*1}	南白亀川流域=19.8、内谷川流域=9.7 南白亀川流域=(8, 15.8)、内谷川流域=(5, 9.6)			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	強風	平均風速	陸上 海上	13m/s 15m/s		
	風雪	平均風速	陸上 海上	13m/s 雪を伴う 15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm			
	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	1.0m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	視程	陸上 海上	100m 500m		
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%				
	なだれ					
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で16°C以下日の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3°C以下、千葉特別地域気象観測所で-5°C以下				
	霜	晩霜期に最低気温4°C以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

^{*1}(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

7. 風水害

7-2 重要水防区域

(千葉県水防計画 令和7年度)

図面 対照番号	河川名	重要度		重要水防区域箇所 地先名	延長 (m)		重要な理由
		種別	階級		右岸	左岸	
69	二級南白亜川	堤防高	B	白子町閑	1,600	1,600	
70	二級南白亜川	堤防高	A	白子町北日当～茂原市清水	0	400	



7. 風水害

7-3 浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧

■高齢者・障がい者施設（入所・通所）

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	介護サービスいちご	浜宿 41-38	○				○
2	デイサービスセンターありーな白子	浜宿 2588-1				○	○
3	特別養護老人ホームはなゆう	古所 2981	○			○	○
4	特別養護老人ホームはまひるがお	古所 5421-1	○			○	○
5	デイサービスセンターはまひるがお	古所 5421-1	○			○	○
6	ショートステイサービスはまひるがお	古所 5421-1	○			○	○
7	コンフォートありーな白子	関 1040-7	○				
8	関ふれあいセンター	関 6724-1					
9	南白亀ふれあいセンター	牛込 553-18	○			○	○
10	白潟ふれあいセンター	中里 4825	○			○	○
11	グループホーム時の村 15号館	北高根 3906					
12	はまゆうの里白子	中里 5296-4	○			○	○
13	さくら・介護センター	中里 3389-2	○			○	○
14	さくら・デイサービス	中里 3389-2	○			○	○
15	ゆうなぎ白子	幸治 3079-3	○			○	○

■医療機関

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	長島歯科医院	剃金 2716-2	○			○	○
2	安藤医院	古所 3279-1	○			○	○
3	白子歯科医院	古所 4389	○				○
4	しらかた歯科	五井 2665-8	○				○
5	三上クリニック	関 6204-4	○			○	○
6	大多和医院	南日当 851					
7	酒井歯科医院	北高根 2389-3		○			
8	酒井医院	北高根 2389		○			

■幼稚園・保育園・認定こども園

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	南白亀保育所	牛込 85	○			○	○
2	白潟保育所	八斗 1486	○			○	○
3	関保育所	関 6722					

■小中学校

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	南白亀小学校	牛込 12	○			○	○
2	白潟小学校	八斗 470	○			○	○
3	関小学校	関 3889-1	○	○		○	○
4	白子中学校	中里 860	○			○	○

8 用語集

【あ行】

遺体安置所

災害により多数の遺体が発生した場合に遺体を一時収容し、検視、検案、身元確認、遺体の引き渡し、埋火葬許可証の発行などを行う場所をいう。

一時滞在施設

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

医療救護班

災害時に通常の医療施設以外の場所で負傷者等の医療救護を行うために編成する医療チームをいう。

液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の嗜み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

応急仮設住宅

災害などで住宅を失った被災者の住居を確保するために仮設する住宅をいう。

応急教育

学校教育施設、教員、児童生徒等が被災した場合に、臨時教室や臨時教員を確保したり、臨時のカリキュラムを組んで実施する学校教育をいう。

応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

【か行】

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒步での帰宅が困難な方をいう。

義援金

被災者にお悔やみや応援の気持ちを込めて寄付するお金をいう。

業務継続計画

行政や公共機関等が、大規模災害などが起きた場合に業務の継続、早期回復を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと。企業等が作成する事業継続計画と同様にBCP (Business Continuity Plan) と略される。

救護所

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などをを行う医療救護所と避難者の健康相談等を行う救護所に区分される。

救護本部

災害時に医療救護活動の統括、調整を行う拠点で、千葉県では、県に設置する本部を千葉県災害医療本部、二次保健医療圏ごとに保健所に設置する本部を合同救護本部、市町村に設置する本部を市町村救護本部とい

8. 用語集

う。

緊急安全確保

警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急消防援助隊

消防組織法に基づき、広域的な消防応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

警戒区域

災害対策基本法第等に基づき指定される区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りが禁止、制限され、違反すると罰則がある。

警戒レベル

災害発生の危険度とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を5段階のレベルで提供している。

減災目標

災害による被害を軽減するために設定する防災対策の目標で、実施期限や目標値を設定する。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の観点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある方等並びにその方の避難を支援する方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

【さ行】

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能、傷病者等の広域搬送の対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

8. 用語集

と。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

災害派遣要請

大規模災害により、自治体、警察、消防などの能力では対応しきれない事態において自衛隊部隊の派遣による救助、救援活動を要請することをいう。

災害派遣部隊

災害派遣要請により派遣された自衛隊の部隊をいう。

在宅避難

災害により、住宅の損壊、ライフラインの停止などの影響を受けた住民が、避難所に滞在せず、自宅で避難生活することをいう。

事業継続計画（B C P）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（B C P：Business Continuity Plan の略）。

自主防災組織

地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織で、平常時は防災訓練や防災知識の普及啓発、資機材等の共同購入等を行い、災害時は初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達等を行う。

指定一般避難所

指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

指定避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。

指定福祉避難所

高齢者、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるために特別に配慮した避難所。

8. 用語集

受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものと計測震度といい、計測震度を10段階（震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防法

洪水、雨水出水（内水）等に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律である。

【た行】

大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

耐震改修

耐震診断の結果、耐震性に問題がある建築物について、適切な補強工事を行うことをいう。

耐震診断

既存の建物が保有する耐震性能を評価し、耐震基準と比較して耐震改修の必要性等を判定することをいう。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議等を行う。

D M A T

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

D P A T

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとされ、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成29年11月から発表しないこととなった。

8. 用語集

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関する情報」の発表を行っている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

日本海溝及び千島海溝沿いでは、869 年の貞觀地震、1896 年の明治三陸地震、2011 年の東北地方太平洋沖地震など巨大な津波を伴うマグニチュード 7～9 クラスの地震が多数発生している。また、モーメントマグニチュード 7 クラスの地震が発生した後、さらに大きなモーメントマグニチュード 8 クラス以上の大規模な地震が続いて発生する事例も確認されている。このため、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生し、大規模地震が発生する可能性が平時より高まった場合等は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難指示

警戒レベル 4 の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

防災業務計画

災害対策基本法第 36 条第 1 項の規定に基づき、指定行政機関の長及び指定公共機関が、防災基本計画に基

8. 用語集

づき、その所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画である。

【ま行】

マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍(32×32)となる。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るために適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障がい者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

白子町地域防災計画（修正案）

（令和 8 年 2 月修正）

発 行 白子町防災会議
編 集 白子町 総務課
〒299-4292
千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2
